

## (12) 財 政

① 檜葉町の財政について、昭和 35 年から昭和 55 年までの一般会計決算の推移及び歳入歳出決算額は次の通りである。

- |                         |   |                |
|-------------------------|---|----------------|
| 1. 一般会計決算の推移            | } | 参照「ならば」資 P. 13 |
| 2. 歳入決算額内訳              |   |                |
| 3. 歳出決算額内訳              |   |                |
| 4. 昭和 55 年度一般会計決算内訳     |   | 参照「ならば」資 P. 14 |
| 又、町税の推移、町税の収入額は次の通りである。 |   |                |
| 5. 町税の推移                | } | 参照「ならば」資 P. 15 |
| 6. 町税（各種税ごと）収入額         |   |                |

② 町税の種類について。町税にはどんな種類があるだろうか。

町 民 税	住民が町の行う種々の行政サービスを受けるので、行政経費の一部を住民が負担する。
固 定 資 産 税	土地家屋及び償却資産に対し、その所有者に課する一種の名目的財産税。町民税と共に町税の基幹的な税。
軽 自 動 車 税	原動機付自転車総排気量によって 700 円～1,450 円 軽自動車（二輪 2,200 円、三輪 2,850 円、四輪乗用 6,500 円、四輪貨物 3,650 円）二輪小型自動車 3,650 円、 （年間）
た ば こ 消 費 税	小売人が売り捌く製造たばこに対して、規定によって算定した金額を課税標準として、小売人の営業所在の町村が公社に課する税。税率 100 分の 18
電 気 税	電気の使用者を納税者とする消費税で、電気料金を課税標準とし、原則として 5%の一定率で課税される。低所得者の税負担を軽減する趣旨から免税点制度が設けられており、1 か月の料金が 3,600 円以下の場合には課税されない。電力会社が毎月料金を集金する際に併せて電気税を徴集して、税金相当分を翌月中に町に申告納付することになっている。